

早期退職に係る募集実施要項

令和 5 年 1 月 3 0 日
環 境 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

環境省（原子力規制庁を除く。）に勤務する者のうち、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）6 級以上、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員で、令和 5 年 3 月 31 日現在で「勤続 20 年以上」かつ「50 歳から 59 歳まで」の者（注 1 参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（2 ヶ月間）

令和 5 年 2 月 1 日（水）午前 10 時から

令和 5 年 4 月 3 日（月）正午まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和 5 年 3 月 31 日（金）から

令和 5 年 4 月 7 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、本人宛に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛先に電子メールまたは持参、郵送（必着）にて提出する

○電子メール受付先 E-mail : 

○書面受付先：環境省大臣官房秘書課任用第一係

② 申請内容を検討の上、認定又は不認定の通知書を交付する

※応募申請書の受理から2週間以内を目途に通知する予定

※不認定になる場合は（注2）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する問合せ先

○環境省大臣官房秘書課課長補佐、任用第一係長

電話：（直通）

：（内線）

○参考 URL：内閣官房内閣人事局 HP 早期退職募集制度について

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_c3-1.html>

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和5年4月7日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

（4）令和5年2月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年2月1日から令和5年4月3日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

令和5年5月30日
環境大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

環境省（原子力規制庁を除く。）に勤務する者のうち、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）6級以上、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員で、令和5年8月4日現在で「勤続20年以上」かつ「50歳以上」の者（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（2ヶ月間）

令和5年6月1日（木）午前10時から

令和5年7月28日（金）正午まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和5年6月8日（木）から

令和5年8月4日（金）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、本人宛に通知する。
 - ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛先に電子メールまたは持参、郵送（必着）にて提出する

○電子メール受付先 E-mail : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

○書面受付先：環境省大臣官房秘書課任用第一係 [REDACTED]

② 申請内容を検討の上、認定又は不認定の通知書を交付する

※応募申請書の受理から2週間以内を目途に通知する予定

※不認定になる場合は（注2）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日まで
に「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する問合せ先

○環境省大臣官房秘書課課長補佐 [REDACTED]、任用第一係長 [REDACTED]

電話：[REDACTED]（直通）

[REDACTED]：[REDACTED]、[REDACTED]：[REDACTED]（内線）

○参考 URL：内閣官房内閣人事局 HP 早期退職募集制度について

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_c3-1.html>

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和5年8月4日（退職すべき期間の末日）までに引上げ前の定年（60歳）に達する職員

（4）令和5年6月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年6月1日から令和5年7月28日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

令和6年2月1日
環境大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

環境省（原子力規制庁を除く。）に勤務する者のうち、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）6級以上、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員で、令和6年3月31日現在で「勤続20年以上」かつ「50歳以上」の者（注1参照）

ただし、「60歳以上」の者については、民間の再就職支援会社を活用した再就職希望者に限る

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（2ヶ月間）

令和6年2月1日（木）午前10時から

令和6年4月1日（月）正午まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）から

令和6年4月5日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、本人宛に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛先に電子メールまたは持参、郵送（必着）にて提出す

る

○電子メール受付先 E-mail : [REDACTED]

○書面受付先：環境省大臣官房秘書課任用第一係 [REDACTED]

② 申請内容を検討の上、認定又は不認定の通知書を交付する

※応募申請書の受理から2週間以内を目途に通知する予定

※不認定になる場合は（注2）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日まで
に「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する問合せ先

○環境省大臣官房秘書課課長補佐 [REDACTED]、任用第一係長 [REDACTED]

電話： [REDACTED]（直通） [REDACTED]：[REDACTED]、[REDACTED]：[REDACTED]（内線）

○参考 URL：内閣官房内閣人事局 HP 早期退職募集制度について

http://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/jinji_c3-1.html

○参考 URL：内閣府官民人材交流センターHP 民間の再就職支援会社を活用した再就職
支援について

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/minkansien.html>

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和6年4月5日（退職すべき期間の末日）までに定年（令和6年度までは61歳）に
達する職員

（4）令和6年2月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によ
らないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受
けている者又は令和6年2月1日から令和6年4月1日まで（募集の期間内）に懲
戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他
応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると
認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を
計画的に推進するために特に必要であると認める場合